

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 八 号

平成二十四年六月十九日(火曜日)

午前九時三分開議

出席委員

- 委員長 吉田 公一君
- 理事 石津 政雄君
- 理事 菊池長右門君
- 理事 野田 国義君
- 理事 宮腰 光寛君
- 理事 石山 敬貴君
- 理事 打越あかし君
- 理事 笠原多見子君
- 理事 京野 公子君
- 理事 佐々木隆博君
- 理事 玉木雄一郎君
- 理事 道休誠一郎君
- 理事 中野渡詔子君
- 理事 福島 伸享君
- 理事 山田 正彦君
- 理事 河井 克行君
- 理事 齋藤 健君
- 理事 丹羽 秀樹君
- 理事 西 博義君
- 理事 吉泉 秀男君

- 理事 梶原 康弘君
- 理事 田名部匡代君
- 理事 小里 泰弘君
- 理事 石田 祝稔君
- 理事 今井 雅人君
- 理事 大谷 啓君
- 理事 金子 健一君
- 理事 小山 展弘君
- 理事 高橋 英行君
- 理事 筒井 信隆君
- 理事 富岡 芳忠君
- 理事 仲野 博子君
- 理事 森本 哲生君
- 理事 江藤 拓君
- 理事 北村 誠吾君
- 理事 武部 勤君
- 理事 保利 耕輔君
- 理事 石田 三示君
- 理事 石川 知裕君

- 農林水産副大臣 佐々木隆博君
  - 農林水産大臣政務官 仲野 博子君
  - 農林水産大臣政務官 森本 哲生君
  - 農林水産委員会専門員 栗田 郁美君
- 委員の異動  
六月十九日
- 辞任  
伊東 良孝君  
今村 雅弘君  
谷川 弥一君
- 補欠選任  
丹羽 秀樹君  
河井 克行君  
齋藤 健君

同日

辞任

補欠選任

- 河井 克行君
- 齋藤 健君
- 丹羽 秀樹君
- 今村 雅弘君
- 谷川 弥一君
- 伊東 良孝君

六月十五日

PPP参加反対、日本農業の再生に関する請願  
(志位和夫君紹介)(第二二七三号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九四号)  
米FTA反対、農家経営の危機打開を求める  
ことに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第二三九二号)

日本農業と地域経済に深刻な打撃となるPPP  
に反対することに関する請願(志位和夫君紹介)  
(第二三九三号)

は本委員会に付託された。

六月十五日

ため池の整備促進への支援に関する陳情書(徳  
島市幸町二の五中川秀美)(第一一五号)  
PPP協定交渉等に関する陳情書外一件(北海  
道千歳市東雲町二の三四土居利幸外一名)(第一  
一六号)

農林漁業の振興対策に関する陳情書(鹿児島市  
山下町一の一の飯屋秀一)(第一一七号)  
農業政策の立て直しを求めることに関する陳情  
書(東京都新宿区西新宿二の八の一の中村明彦)  
(第一一八号)

有害鳥獣対策の強化等に関する陳情書(宮崎県  
橘通西の一の一の前田広之)(第一一九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

農林水産関係の基本施策に関する件

養ほう振興法の一部を改正する法律案起草の件

○吉田委員長 これより会議を開きます。  
農林水産関係の基本施策に関する件について調  
査を進めます。

この際、養ほう振興法の一部を改正する法律案  
起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議い  
たしました結果、お手元に配付いたしておりま  
す。おりの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして御説  
明申し上げます。

養ほう振興法は、蜂群の配置を適正にする等の  
措置を講じて、蜂蜜及び蜜ろうの増産を図り、あ  
わせて農作物等の花粉受精の効率化に資すること  
を目的として、昭和三十年に議員立法により制定  
されたものであります。

同法の制定から六十年近くが経過しようとして  
おりますが、養蜂を取り巻く環境は大きく変化  
の減少により、養蜂業者と趣味養蜂を行う者との  
間で蜂場をめぐるトラブルが増加する等の問題が  
発生しております。また、地域におけるミツバチ  
の飼育状況が正確に把握されていない現状は、腐  
蝕病等の伝染病に対する防疫の面でも大きな問題  
となっております。

本案は、こうした状況を踏まえ、養蜂の一層の  
振興を図ろうとするものであり、その主な内容は  
次のとおりであります。

まず第一に、法の目的において、養蜂を取り巻  
く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂  
が果たす役割の重要性等について言及するととも  
に、増産を図る対象にローヤルゼリー等のミツバ  
チによる生産物を加えることとしております。

第二に、養蜂業者に課されている養蜂の届け出  
義務を、養蜂業者のほかミツバチの飼育を行う者  
にも課することとしております。ただし、養蜂業  
者以外の者がミツバチの飼育を行う場合であつ  
て、農作物等の花粉受精の用に供するためにミツ  
バチの飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の  
確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼ  
すおそれがないと認められる場合として農林水産  
省令で定める場合は、届け出を要しないこととし  
ております。

また、届け出を受けた都道府県知事は、届け出  
の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とする  
ものがあるときは、届け出の内容を当該都道府県  
知事に通知しなければならないこととしておりま  
す。

第三に、ミツバチの飼育を行う者は、衛生的な  
飼養管理を行う等ミツバチの適切な管理に努める  
こととするともに、都道府県は、ミツバチの適  
切な管理が確保されるよう、ミツバチの管理に関  
する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講  
ずることとしております。

第四に、国及び地方公共団体は、蜜源植物の病  
害虫の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支  
援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な  
施策を講ずることとしております。

第五に、都道府県は、当該都道府県の区域にお  
ける蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実  
施を図るため、ミツバチの飼育状況等の把握、蜂  
群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措  
置を講ずることとするともに、この目的を達成  
するため特に必要があると認めるときは、養蜂業  
者その他の関係者に対し、ミツバチの飼育状況等  
の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を  
求めることができることとしております。

第六に、都道府県知事は、この法律の施行に必  
ずるべき事項は、この法律の施行に必

要な限度において、養蜂業者に対し、ミツバチの飼育状況に関し報告を求め、またはその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、ミツバチの飼育状況もしくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができることとしております。

なお、この法律は、平成二十五年一月一日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

養ほう振興法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○吉田委員長 お諮りいたします。

養ほう振興法の一部を改正する法律案起草の件につきましましては、お手元に配付いたしてあります起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、明二十日水曜日午前八時二十分理事會、午前八時三十分委員会を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前九時九分散會

養ほう振興法の一部を改正する法律案

養ほう振興法の一部を改正する法律案

養ほう振興法(昭和三十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

養蜂振興法

第一条中「法律は」の下に、「養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑みを加え、「みつばち」を「蜜蜂」に、「ほう群」を「蜂群」に、「はちみつ及びみつろう」を「蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー」等の蜜蜂による生産物」に改める。

第二条中「はちみつ」を「蜂蜜」に、「みつろう」を「蜜ろう」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第三条の見出し中「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育」に改め、同条第一項中業としてみつばちの飼育を行う者(以下「養ほう業者」という。)を「蜜蜂の飼育を行う者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者(以下「養蜂業者」という。)以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第三条第一項第二号中「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

第三条第二項中「前項の届出事項」を「第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項」に改め、「ときは」の下に、「農林水産省令の定めるところにより」を加え、「前項の都道府県知事」を「同項の都道府県知事に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところに

より、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

第四条の見出し中「転飼養ほう」を「転飼養蜂」に改め、同条第一項中「養ほう業者」を「養蜂業者」に改め、同条第二項中「ほう群数」を「蜂群数」に、「附する」を「付する」に改める。

第十条中「第三条第一項の規定に違反した者」を「第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に、「一百万円」を「十百万円」に改め、同条を第十四条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「第六条を「第七条」に、「一百万円」を「二十百万円」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十百万円以下の罰金に処する。

第八条中「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「養ほう業」を「養蜂業」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第一項中「養ほう」を「養蜂」に、「みつ源」を「蜜源」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改め、同条第二項中「ほう群配置」を「蜂群配置」に、「転飼養ほう」を「転飼養蜂」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項及び第二項中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)  
第八条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。  
2 都道府県は、前項の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業

者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(報告及び立入検査)  
第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五条(見出しを含む)中「みつ源植物」を「蜜源植物」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 国及び地方公共団体は、蜜源植物の病害虫の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずるものとする。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。  
(蜜蜂の適切な管理)  
第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)  
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

理由

近年の養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、養蜂の振興を図るため、養蜂業者に課されている養蜂の届出義務を養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課するとともに、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置、蜜源植物の保護及び増殖に関する施策等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年六月二十七日印刷

平成二十四年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局